

### 3 県の事業のあり方

#### (1) 事務事業の見直し

##### 【基本的な考え方】

県が行う事務事業については、PLAN-DO-SEEというプロセスを経ながら、より効果を発するよう見直しをしていますが、その前提として事務事業自体が県の担うべき領域なのかを的確に判断していく必要があります。

平成9年度に策定した行政システム改革における事務事業の見直しの際の「公的関与・県の関与の判断基準」は、簡素・効率的な行政を進めるための判断基準として有効に活用されてきたところです。

しかし、多様な主体や行政が担うべき公共領域は、時代的にも社会的にも変化していきます。例えば、従来、行政が担うべきものとされてきた公共財について、民間による供給という動きもあり、他方、多様な主体による公益増進につながる活動が活発化し、新たに公共領域として位置づけるものも出てきています。

このような状況から、平成18年6月、「県民しあわせプラン」における「新しい時代の公」の考え方のもと、従来の「公的関与・県の関与の判断基準」を見直し、「県が担う領域の判断基準」を策定しました。(巻末参照) 県が関与すべき領域であっても、極めて厳しい財政状況の中、選択と集中をより一層進め、事務事業の優先順位付けを行っていく必要があります。

また、限られた経営資源の中でより効果的な政策を形成し、それに基づく事務事業を行うにあたって、多様な主体が、互いの力を引き出したり、地域の資源を生かすといった「文化力」の視点から考えていきます。

#### (2) 附属機関等の見直し

##### 【基本的な考え方】

これまで、地方自治法が定める執行機関の附属機関をはじめ、懇談会・懇話会、連絡調整会議等の各種会議については、行政課題の複雑化、多様化等に伴い、県政の様々な分野で設置されてきています。

附属機関については、法律又は条例に基づき設置することとされているものの、具体的な判断基準がないことから、附属機関としての考え方を整理した上で必要な対応を行うとともに、その他の会議も含め、設置目的、効果等の観点から不断の見直しを行います。

##### 【平成17年度から21年度までの5年間の取組目標】

- 平成18年度に廃止又は統合を行った各種会議の数 34
  - 平成19年度中に廃止又は統合を行う各種会議の数 24 (現時点)
- 今後も、設置目的、効果等の観点から不断の見直しを行います。

### (3) 民間委託等の推進

#### 【基本的な考え方】

県と民間との役割分担を明確にし、サービスの質の向上や業務の効率化を進める観点から、外部委託や指定管理者制度、PFI制度など民間活力の導入を図ります。

#### ① 外部委託化の推進

##### ア 新しい「外部委託に係るガイドライン」に基づく委託化の推進

これまで外部委託を進めてきた業務の実施状況を踏まえ、平成18年6月に「外部委託に係るガイドライン」を新たに策定しました。(巻末参照)

このガイドラインに基づき、民間事業者の専門的知識やノウハウを活用できる業務、企画から運営といった一連の業務を対象とするなど、より効率的・効果的な外部資源の活用や発注単位を検討しながら、外部委託を進めます。

##### イ 総務事務の集中化

県民サービスに直接関係のない給与・旅費・福利厚生等の総務事務については、これまで、IT化による事務処理方法の簡素化や各部局・県民局での主管部門における処理の集中化などの効率化を行ってきました。今後は、さらに総務事務の集中化、システム化等を進めることにより効率的・効果的な事務処理体制を構築し、人件費や管理コストの削減を図ります。

#### ② 指定管理者制度の活用

##### ア 指定管理者制度の導入

県が設置している公の施設については、平成18年6月に策定した「指定管理者制度に関する基本方針」に基づき、施設そのもののあり方を検証するとともに、引き続き県の関与が必要な施設については、県がめざす施策実現への寄与・県民サービスの向上・経費削減の3つの視点から、今後も指定管理者制度の導入を進めます。

##### イ 導入手続

指定管理者制度を導入することとした施設については、「指定管理者制度に関する取扱要綱」に基づき、指定管理者の募集・選定過程の透明性や公正性に留意した導入手続きを行います。

##### ウ 適正な施設管理のチェック

指定管理者制度を導入した施設については、施設設置者としての県の監督責任を果たすとともに、指定管理者が行う管理状況についても情報の開示を進めます。

### ③ 公共サービスの提供手法の多様化

公共サービスの提供については、行政が全ての業務を実施する直営方式から、民間事業者の優れた技術やノウハウを活用する方式へと多様化が進んできました。一定規模以上の事業費が見込まれる場合に、民間の資金、経営能力、技術力を幅広く公共施設等の整備運営に導入するPFI方式や平成18年7月に施行された公共サービス改革法に基づく市場化テスト、あるいは、大学等を対象とする地方独立行政法人制度等の多様な公共サービスの提供方法について導入を検討します。

#### ※市場化テスト(国の取組)

「簡素で効率的な政府」の実現を図るため、透明・中立・公正な競争条件のもと、公共サービスの提供について、官民競争入札等を実施し、価格と質の両面で最も優れた主体が、当該サービスの提供を担う制度

#### 【平成17年度から21年度までの5年間の取組目標】

##### ① 外部委託化の推進

- 次の業務については、新たに外部委託を行うとともに、その他の業務についても引き続き検討し、可能なものから外部委託を進めます。
  - ・ 県政だよりの企画編集業務
  - ・ 職員研修、介護支援専門員試験・研修の実施運営業務
  - ・ 貸付金等における未収債権の回収業務（回収困難な債権等について委託）
  - ・ 公共事業の用地取得業務（委託の拡充）
  - ・ 総務省所管の指定統計調査業務（国が行う民間開放を可能とする具体的措置に基づき、実施内容を検討）
- 総務事務を集中処理する「総務事務センター（仮称）」の設置及びシステムの整備を行うとともに、外部委託の検討を進めます。
  - ※ 取組のスケジュールについては、平成19年度に策定する基本計画において定めます。

##### ② 指定管理者制度の導入

- 指定管理者制度導入施設数（累計）

平成18年度	19施設
平成19年度	20施設
平成20年度	27施設
平成21年度	28施設

##### ③ 地方独立行政法人制度の導入

- 三重県立看護大学について、平成21年度に予定する法人化に向け、検討を進めます。

#### (4) 外郭団体の見直し

##### 【基本的な考え方】

県は、外郭団体による良質で効率的な公共サービスの提供をめざすとともに、県民に対する説明責任を果たすため、「外郭団体改革方針」等を策定し、外郭団体について一連の見直しを行ってきましたが、なお不断の見直しが必要です。

このため、引き続きこれまでの考え方による見直しを進めるとともに、「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」に基づく団体の経営評価（以下「団体経営評価」という。）を着実に実施し、その結果を公表していくことで、団体の自律的かつ透明性の高い経営を推進します。

##### ① 団体のあり方を見直し

国が実施する公益法人制度改革の動向を踏まえつつ、「外郭団体改革方針」等の考え方により、廃止統合等の必要性も見据え継続的に見直します。

なお、経営状況の悪化した団体については、経営悪化の原因を検証し、必要に応じて専門家の意見も得ながら、事業存続の必要性や事業手法の見直し、出資比率等の関与のあり方などについて抜本的に検討します。

##### ② 外郭団体の自律的かつ透明性の高い経営の推進

ア 団体経営評価に基づく継続的な改善を着実に実施するよう、団体の自律的な運営を促すとともに、県の審査及び評価の中でサービスの有効性や運営の効率性を検証する等、団体のあり方を見直しに団体経営評価を活用します。

イ 財務情報の透明化の観点から公益法人会計基準が改正されたことに基づき、団体経営評価を平成18年度決算分から新基準に対応した内容とするなど、透明性の高い団体経営を推進します。

ウ 団体運営は成果目標や人件費等を含む中長期経営計画に基づき行うことを各団体に徹底し、団体経営評価において団体の経営計画で掲げる成果目標とその実績を公表します。

エ 団体への予算措置については、事業の検証を行い、必要なものについても最小限度とし、また、県職員の派遣については「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」のもと、必要最小限にとどめ、透明な手続きにより適正に行います。

なお、県退職職員が外郭団体に就職する際には、派遣法に準じ手続きの明確化を図り、就職者の氏名及び県での最終職名を公表します。

##### 【平成17年度から21年度までの5年間の取組目標】

- |                     |      |
|---------------------|------|
| ● 外郭団体のあり方等を検討する団体数 | 39団体 |
| ● 団体経営評価を実施・公表する団体数 | 34団体 |

## (5) 公営企業

本県では、企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するために、県民に身近で必要な公共サービスを安定的に提供する役割を担う「企業庁」と「病院事業庁」の2つの公営企業を設置しています。

公営企業については、社会経済情勢の変化や厳しい財政状況のもと、これまで以上に民間との役割分担等を踏まえた業務のあり方の見直しや経営の健全化が求められており、このことに対する設置者としての考え方は、次のとおりです。

企業庁については、平成19年2月、設置者として「企業庁のあり方に関する基本的方向について」を提示しました。

具体的には、水道用水供給事業のうち、1市への供給を行っている地域については市の水道事業への一元化を進め、市への一元化が当面对象とならない地域での水道用水供給事業及び工業用水道事業については、技術管理業務の包括的な民間委託を導入するものとします。また、電気事業については、民間譲渡を最初の選択肢とし譲渡方針を整理します。今後、各事業ごとに提示した方向に沿って着実に取組を進めます。

病院事業庁については、県の医療政策を進める中で各病院の果たす機能など、そのあり方について、県議会での議論等も踏まえながら、引き続き検討を行います。

以下、「企業庁」、「病院事業庁」のそれぞれの管理者としての基本的な考え方と取組を示します。

### 企業庁

企業庁では、近年の公営企業を取り巻く状況変化に対応するため、平成17年度から学識経験者等の第三者で構成する「企業庁の今後のあり方検討会」を設置し、多角的な視点から企業庁が実施している事業の現状と将来見通しを分析し、将来のあるべき姿の検討を行いました。

また、平成18年度には、知事部局において「公営企業（企業庁）のあり方検討委員会」が設置され、設置者として企業庁の最適な経営形態を判断するための検討が行われ、平成19年2月に、知事から企業庁のあり方に関する基本的方向が示されました。

企業庁の今後の経営改革についてもこの方向に基づき進める必要がありますが、それまでの間の運営は平成17年度に策定した「三重県企業庁今後3カ年の経営指針（平成17年度～平成19年度）」に沿って進めることとし、「安全・安心・安定」な事業運営の強化と、効率化による経営基盤の強化に引き続き取り組んでいきます。

## ① 経営改革の推進

### ア 長期経営ビジョン及び中期経営計画の策定

知事から示された企業庁のあり方に関する基本的方向を受けて、平成19年度に「長期経営ビジョン（仮称）」を策定し、今後の事業経営に係る長期的な方針（概ね10か年）を示し、これに沿って新たに4か年程度の実行計画である中期経営計画の策定を行います。

### イ 民間活力の導入による効率化推進

これまで、浄水場や発電所の運転監視業務について、民間委託や遠隔制御による一元化を実現することにより効率化を推進してきました。今後もさらに導入をすすめ、一層の効率化に取り組んでいきます。

### ウ IS09001 品質マネジメントシステム

「顧客満足の向上」「品質管理の徹底と業務の継続的改善」「業務の透明性の確保」を目的として導入している IS09001 品質マネジメントシステムについて、今後も改善を重ねながら引き続き運用を行い、「安全・安心・安定」な事業運営に取り組み、併せて危機管理の推進につなげています。

### エ 施設運営の効率化

単独の1市に水道用水供給を行う各事業（伊賀市、志摩市）について、浄水場の運転管理や県の関与のあり方などを市と協議し、適切な管理運営方法による効率的な施設運転に取り組んでいきます。

## ② 定員管理・給与の適正化

平成19年度に策定することとしている中期経営計画（H19～H22）の中で、時代の変化に即応した事業体としての役割、機能を明らかにした上で、安全・安定な事業運営を前提に、民間活力の導入や組織の体制・運営方法の見直しを進め、業務実態に即した定員管理が行えるよう、適切な取組を進めます。

給与の適正化については、知事部局と同様に取り組むとともに、諸手当の支給のあり方を点検し、必要なものについて見直しを図ります。

## ③ 経費節減による財政効果

これまで経費節減については、工事コストの縮減のほか、民間委託の推進や施設の運転管理の一元化等による効率化により人件費の削減を図ってきました。

また、経常費用のうち大きな割合を占める支払利息の低減を図るため、高金利企業債の借換や水資源機構割賦負担金の繰上償還を積極的に行ってきました。

今後も、安全管理に万全を期した上で、これらの経費節減による一層の経営体質の強化に取り組んでいきます。

【平成17年度から21年度までの5年間の取組目標】

- 平成19年度に策定することとしている「中期経営計画」（平成19年度～平成22年度）の中で具体的な目標を検討します。

病院事業庁

病院事業については、恒常的な赤字経営からの脱却等をめざし、平成10年度以降2次にわたる経営健全化計画の推進により、経営の健全化に取り組んできましたが、平成16年度からは、これまでの成果と課題、医療制度改革等の外部環境の変化を踏まえ、三重県病院事業中期経営計画（H16～H18）を策定し経営改革に取り組んでいます。

しかしながら、平成16年度から実施された医師の臨床研修制度の改革等を契機として、医師、看護師が不足する状態が生じており、さらには、平成18年度から国において診療報酬が過去最高の下げ幅で引き下げられるなど、病院運営が極めて厳しい状況となっています。

このような中で、平成18年度からは、総務部、健康福祉部、病院事業庁で構成する「三重県病院事業庁（県立病院）あり方検討委員会」を設置し、県立病院のあり方について、検討を行っているところです。

これらの議論を踏まえながら、平成19年度中に新しい経営計画を策定し、県立病院のビジョン、経営方針、具体的な行動に向けた取組等を明らかにします。

① 経営改革の推進

県保健医療計画に位置づけられた県立病院の役割を踏まえて策定した中期経営計画（H16～H18）に基づき、「良質で満足度の高い医療サービスを提供するためには経営基盤の安定が前提である」という考え方で、医療資源の充実に努め、県民の皆さんから信頼され、支持される病院づくりをめざしていきます。

新たなマネジメントツールとして導入したBSC（バランス・スコアカード）により、全職員参画型の経営システムを構築するとともに、戦略的目標を達成するため、各病院長や部門長の数値目標（KPI：業績評価指標）やアクションプランを記載したBSCシート（病院事業庁では「マネジメントシート」と称しています。）を作成し、公表しています。

一般会計からの繰入金については、中期経営計画に位置づけられた県立病院の役割と機能を実現するための経費として、明確化された基準に基づき繰り入れを行うとともに、成果指標を公開しています。

## ② 定数管理・給与の適正化

近年の医療制度改革を踏まえて、平成19年度に策定することとしている新しい経営計画の中で、新たな時代にふさわしい県立病院の役割・機能を明らかにするとともに、定員管理に関する数値目標を示したいと考えています。

諸手当について、平成17年4月から、管理職である医師の勤勉手当に成果主義を導入し、医師のモチベーションを高めることで、医療サービスを向上させるとともに、優秀な医師の確保対策を図っています。また、その他の諸手当についても点検を行い、必要なものについて見直しを行います。

## ③ 経費節減等の財政効果

収益面では、適切な診療報酬請求に努めるとともに、未収金対策としては、悪質な未納者に対して、少額訴訟や支払督促制度等の法的措置を行っています。

一方、費用面においては、民間委託の導入により人件費の削減を図るとともに、薬品や診療材料の定数管理や後発医薬品の導入等により診療コストの削減を図り、経営基盤の安定化に努めます。

### 【平成17年度から21年度までの5年間の取組目標】

- 平成19年度に策定することとしている新しい経営計画の中で具体的な目標を検討します。

## (6) 過去からの課題への対応

産業廃棄物の不適正処理の問題、(財)三重県環境保全事業団の健全化の問題、(財)三重県農林水産支援センターの経営の健全化の問題、(財)デジタル推進機構のあり方の問題など、過去からの「負の遺産」に対応するため、必要な調査・検討を行い、早期の解消に向けた取組を進めるとともに、将来に向けての解決の道筋を付けるなど、積極的に取り組んできたところです。

今後も引き続き過去からの課題の解決に向け、取組を着実に進めていきます。